

## 奈井江町事業応援給付金

国の「持続化給付金」の対象外となり、かつ、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支援するため、町独自の給付金を支給します。

### 給付額

**上限 10 万円** ※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月の減少率▲20%～50%×12 か月）

### 給付対象の主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、  
ひと月\*の売上が前年同月比で**20%以上 50%未満減少**している事業者  
（※2020年2月から6月までの任意のひと月を事業者が選択）
2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
3. 法人の場合は、
  - ①資本金の額または出資の総額が 10 億円未満、または
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である事業者
4. 町税等の滞納がない方・暴力団等ではない方。

※売上が一定期間に偏在している方などには、特例があります。

※ひと月の売上が前年同月比 50%以上減少している事業者は、国の「持続化給付金」を申請してください。（国の場合は2020年1月から12月までの間の任意のひと月）

※奈井江町事業応援給付金を一度支給された方は、申請することができません。

### 申請書類・申請方法

#### ■申請書類

1. 申請書（町様式）
2. 確定申告書・法人事業概況説明書の写し
3. 2020年1月から申請月の前月までの売上台帳等の写し
4. 通帳の写し
5. 誓約・同意書（町様式）
6. 本人確認書類

〔※法人と個人の場合で異なることがあります。詳しくは申請要領をご覧ください。〕  
〔※申請書類等は、決定次第、町ホームページに掲載します。〕

#### ■申請書の取得・申請方法

- ・原則として町ホームページから申請書様式を取得し、郵送または電子メールで申請していただきます。

#### ■問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118 ✉ shoko@town.naie.lg.jp

（町事業応援給付金 URL）<http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>